

幼稚園・認定こども園等における新型コロナウイルスへの対応方針について

1 新型コロナウイルスの感染者が確認されない場合

- (1) 通常通りの開園
- (2) 登園前に園児の検温

以下の場合には、当該園児は登園停止

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 発熱(37.5 度以上 以下同じ)や呼吸器症状が認められる場合② 解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間 |
|---|

- (3) 各園において発熱、呼吸器症状が出た場合には、速やかに降園

2 園児が新型コロナウイルスに感染した場合

当該施設(園)を 14 日間、臨時閉鎖

3 園児の同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合

- (1) 当該施設(園)は、一日臨時閉鎖
- (2) 臨時閉鎖中に、職員は自分で健康調査(セルフチェック)
- (3) セルフチェックで問題がない職員は、臨時閉鎖中出勤し、当該同居家族に対する健康調査及び施設の消毒を実施
 - ① 調査の結果、濃厚接触等感染が疑われる園児の場合
当該対象園児は、14 日間登園を禁止
 - ② 調査の結果、問題がない園児
臨時閉鎖終了後、通常通り登園

4 対象施設におけるイベントについて

- (1) 不特定多数の参加者によるイベント等は、原則として中止又は延期
- (2) 修了式は、中止
- (3) 卒園式は、規模縮小・短時間での実施(卒園児及びその保護のみで実施)